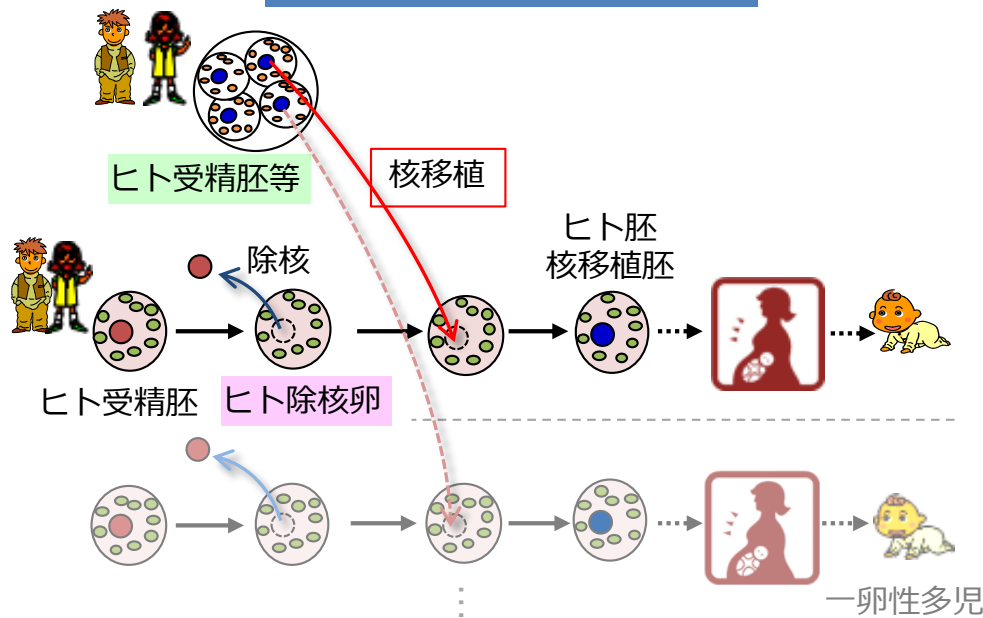


# ミトコンドリア移植等の取扱いについて (ヒト受精胚(余剰胚)を利用する場合)

資料6  
(文部科学省提出資料)

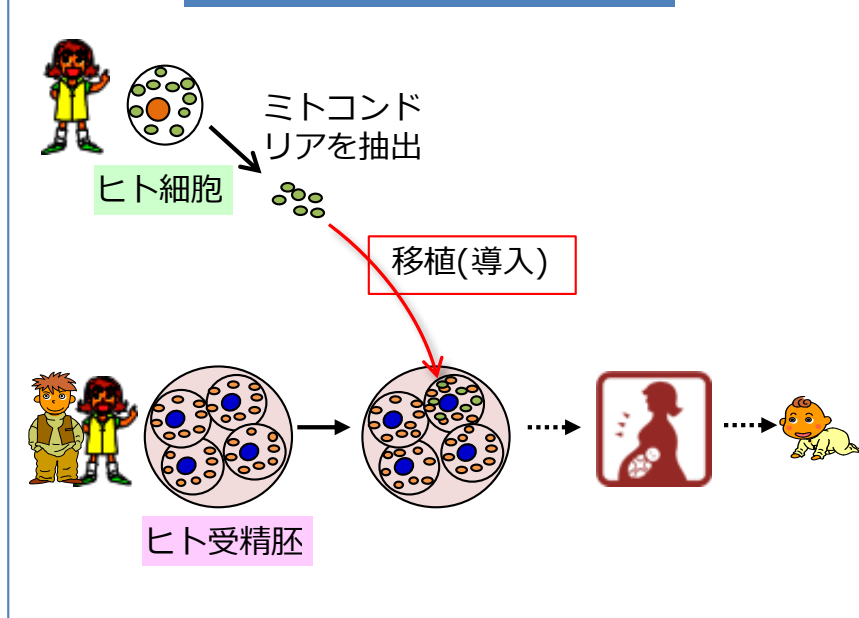
対象 (ホスト)	操作の名称	操作の内容	「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(クローン法)の適用
ヒト受精胚	ミトコンドリア置換(核置換)	ヒト受精胚等の核をヒト除核卵に移植	クローン法の適用対象 〔同法に基づくヒト胚核移植胚として胚作成及び胎内移植を認めていない〕
	ミトコンドリア移植(導入)	ヒト細胞のミトコンドリアをヒト受精胚に移植(導入)	クローン法の適用対象外 →今後整備する指針等に対応

## ミトコンドリア置換(核置換)



有性生殖により一卵性多児の人工的な産生が可能となる

## ミトコンドリア移植(導入)



ヒト胚核移植胚：一の細胞であるヒト受精胚若しくはヒト胚分割胚又はヒト受精胚、ヒト胚分割胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であって核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚  
「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」より抜粋